

## 札幌市緑の審議会 基本計画部会について（案）

### <基本計画部会の設置>

第4次札幌市みどりの基本計画案の作成に当たり、今までいただいたご意見をもとに、論点整理を行いより深く詳細な議論を行うため、部会を設置し、少人数による専門的な内容の検討を行うもの。

なお、基本計画部会での検討結果は審議会本会議に報告することとする。

部会の設置期間は第4次札幌市みどりの基本計画案の最終答申まで（平成32年3月予定）とする。

札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（抜粋）

平成13年5月30日

規則第40号

### 第6章 緑の審議会

（部会）

第69条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。